

令和 7 年度法人事業報告

(社会福祉法人遠淡海会法人本部)

【令和 7 年度総括】

社会福祉法人遠淡海会は昭和 49 年に法人承継により設立され、行政を始め関係機関の支援や地域の協力を得ながら、乳幼児から高齢者に至る地域福祉の向上に努めてきた。

特に施設の土地、建物、設備及び人等の総てが施設の良き雰囲気作りの要素としてふさわしくあるよう施設全体の環境整備に努めることを基本理念とするとともに、施設の利用者が、個人の尊厳を維持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

令和 7 年度法人運営に当たって、次の 5 つを法人の**基本方針**とした。

- (1) 福祉サービスの質の向上と生産性の向上
- (2) 地域との連携及び地域における公益的な取組の推進
- (3) 安定的かつ健全な経営基盤の確立
- (4) 責任と権限の明確化及び社会的ルール（コンプライアンス）の徹底
- (5) 職員が働きやすい就業環境の整備及び有能な人材の育成確保

また、次の 6 つを令和 7 年度法人運営の**重点施策**として事業を推進した。

- (1) 介護現場における生産性の向上の推進
- (2) 危機管理対策及びリスクマネジメントの充実
- (3) 質の高い福祉サービスの提供と生産性の向上
- (4) 経営基盤の強化及び業務処理の合理化・効率化による働き方改革の推進
- (5) 職員の人材育成及び活力ある職場づくり
- (6) 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

特に、基本方針(2)「地域との連携及び地域における公益的な取組の推進」については、社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへ対応するため、日常生活又は社会生活上支援を要する人に対する無料又は低額な料金での福祉サービスの提供として、神久呂の園において介護保険利用料の減免等、利用者負担の軽減を行い無料又は低額な料金による高齢者への生活支援を行った。また、乳児院及びこども園においては、地域の子育て家庭の育児相談や、子育て支援広場等を設け子育て家庭の居場所づくりの確保に努めた。

また、重点施策(2)「危機管理対策及びリスクマネジメントの充実」については、南海トラフ地震及び台風・大雨等の風水害等の災害に備え、各施設とも事業継続計画（BCP）を策定し、これに基づき毎月の防災・避難訓練を実施するとともに、食糧・

飲料水等の備蓄、土嚢の設置（若宮こども園）及び非常電源の確保等に努めた。今後は更に、非常用飲料水や食料の増量・非常用トイレ・停電時の電源（照明）の確保を早急に進めていく必要がある。

さらに、基本方針(5)「職員が働きやすい就業環境の整備及び有能な人材の育成確保」については、①健康、②交通安全、③向上心、④謙虚な心、⑤協調性の5つを【遠淡海会職員の5つのK】として全ての職員に周知し徹底するよう努めた。

また、保育士や介護職員の人材確保が困難な状況が続いていることから、処遇改善加算や県及び市の補助金並びに法人の独自財源により、職員の賃金及び一時金の支給等職員の処遇改善を実施し、働きやすい職場づくりと職員の定着に努めた。

次に各施設の令和7年度の取組状況については、

開設後51年目を迎えた**浜松乳児院**では、令和7年度は暫定定員9名で、一方、一時保護委託が8ケース延べ285日と一時保護の受入が増加した、乳児院の多機能化事業として令和2年度から開始した育児指導機能強化事業として、お出かけ広場「かもっこ」の親子運動遊びやベビーマッサージを実施し、幼稚園入園前の乳幼児の居場所づくりと子育ての在宅支援としてお母さん方からも好評を得ている。

また、令和6年4月から策定が義務付けられた「安全計画」については、こどもの権利擁護意識の向上、不適切養育の予防等を含む計画内容の見直しにも着手した。

若宮こども園では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を令和6年7月から試行的に実施し、令和7年度は0歳児から2歳児まで計74人の利用があった。（令和6年度の利用者は0歳児と1歳児計48人）

他方で、令和7年度の園児数は1号認定児が7人、2号3号認定児が144人、計151人であった。0歳児クラスの4月の新入園児は1人で、育児休業制度の充実等に伴い、年々0歳児クラスの4月入園児が減ってきている。

和合こども園では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を令和7年度から実施し、年間延べ利用人数は181人で、多くの利用があった。

こども誰でも通園制度をはじめ医療ケア児の受入や休日保育の導入など、国の少子化対策のための子育て支援の要請が、こども園をはじめとする保育施設で年々増加しているように思われる。

児童発達支援事業所ふぁーろでは、令和7年度は開設5年目となり、和合こども園併設による保育園児とのインクルーシブな関係性ととともに、他の保育園等との連携や親子グループ活動などの家族支援にも積極的に取り組んだ。

令和7年度は年間プログラムの見直しや並行通園と親子グループにおいて受入人数と開所日数の調整等を行うとともに、令和5年度から開始した保育所等訪問支援事業を年間計画に基づき引き続き実施した。なお、開設以来2回目の浜松市による運営指導が実施された。

神久呂の園では、令和6年度に発生したインフルエンザ等の感染症の影響や入所者数を上回る要介護度の高いご利用者の退所人数の増加により、特養の年間稼働率が80%前後にとどまり、また、デイサービスの利用者数の大幅な減少により、施設全体の事業活動資金収支差額は大幅なマイナスとなった。

また、介護人材については、令和7年1月にミャンマーから4人の女性の外国人介護職員を特定技能生として受け入れているが、日本人介護職員の確保については多額の紹介料を負担して有料職業紹介に頼らざるを得ない状況である。

なお、静岡県の補助金等を活用して見守りセンサーや移乗支援機器等の介護ロボットを導入し、介護職員の負担軽減と介護の質向上のため介護現場の生産性の向上に努めた。

【評議員会開催状況】

定時評議員会

1 日時 令和7年6月22日（日）10時00分～12時00分

2 会場 ホテルコンコルド浜松2階金木犀の間

3 議題

<決議事項>

第1号議案 役員（理事・監事）の選任について

理事6名及び監事1名重任、監事1名新任

第2号議案 令和6年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書）並びに財産目録の承認について

（監事監査報告）

第3号議案 社会福祉充実計画（社会福祉充実残額）の承認について

<報告事項>

報告事項

(1) 令和6年度事業報告（関連議案）について

(2) 広報誌の発行について

【理事会開催状況】

第1回理事会

1 日時 令和7年6月5日（木）13時30分～15時50分

2 会場 神久呂の園地域交流室

3 議題

<決議事項>

第1号議案 令和7年度収支補正予算案について

第2号議案 令和6年度事業報告について

第3号議案 令和6年度収支決算について

（監事監査報告）

第4号議案 社会福祉充実残額の算定結果について

第5号議案 諸規程の改正について

第6号議案 令和6年度苦情受付処理状況について

第7号議案 評議員選任・解任委員会及び令和7年度定時評議員会の開催について
＜報告事項＞

- (1) 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について
- (2) 広報誌の発行について

第2回理事会（理事会招集手続きの省略）

- 1 日時 令和7年6月22日（日）11時30分～12時00分
- 2 会場 ホテルコンコルド浜松2階金木犀の間
- 3 議題

＜決議事項＞

- 第1号議案 理事長及び業務執行理事の選定について
第2号議案 諸規程の改正について
（評議員選任・解任委員会運営細則の一部改正）
第3号議案 理事長重任登記及び資産総額変更登記について

第3回理事会（決議の省略）

- 1 決議の省略提案日 令和7年8月18日（月）
 - 2 理事会の決議があったものとみなされた日 令和7年8月25日（月）
 - 3 決議事項
- 第1号議案 諸規程の改正について
第2号議案 評議員候補者の推薦について
第3号議案 令和7年度収支補正予算案について

第4回理事会

- 1 日時 令和7年12月1日（月）13時30分～15時00分
- 2 会場 神久呂の園地域交流室
- 3 議題

＜決議事項＞

- 第1号議案 令和7年度収支補正予算案について
第2号議案 若宮こども園定員変更について
第3号議案 諸規程の改正について
第4号議案 神久呂の園特定技能外国職員宿舍用不動産の寄附受入について
第5号議案 定款変更認可申請について
第6号議案 令和7年度苦情受付処理状況について

＜報告事項＞

- (1) 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について
- (2) 浜松市による指導監査・運営指導実施結果について（中間報告）
（浜松乳児院・ふぁーろ）
- (3) 広報誌の発行について

第5回理事会

1 日時 令和8年3月24日(火) 13時30分～15時30分

2 会場 神久呂の園地域交流室

3 議題

<決議事項>

第1号議案 令和7年度収支補正予算案について

第2号議案 令和8年度事業計画案について

第3号議案 令和8年度収支当初予算案について

第4号議案 諸規程の改正について

第5号議案 令和7年度苦情受付処理状況について

第6号議案 令和7年度浜松市による指導監査実施結果について
(若宮こども園・和合こども園)

第7号議案 神久呂の園給食業務委託契約の更新について

<報告事項>

(1) 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

(2) 広報誌の発行について

【評議員選任・解任委員会開催状況】

第1回

(日時) 令和7年6月22日(日) 9:30～10:00

(場所) ホテルコンコルド浜松2階金木犀の間

(議題) 令和7年6月22日評議員任期満了に伴う新評議員の選任
新任1名、再任6名 計7名

第2回

(日時) 令和7年8月26日(火) 10:30～11:40

(場所) 浜松乳児院会議室

(議題) 新任評議員2名の追加選任 選任後計9名

【法人傘下施設長連絡会議開催状況】

第1回 (日時) 令和7年5月20日(火) 13:30～16:00

(場所) 神久呂の園会議室

(議題) 令和7年度第1回理事会及び定時評議員会について

第2回 (日時) 令和7年11月20日(木) 13:30～16:00

(場所) 神久呂の園会議室

(議題) 令和7年度第4回理事会について

第3回 (日時) 令和8年3月16日(月) 13:30～16:00

(場所) 神久呂の園会議室

(議題) 令和7年度第5回理事会について

【指導監査等の実施状況】

1 法人監事による監査

(日時) 令和7年5月30日(金) 10:00~13:00

(場所) 浜松乳児院会議室

(出席者) 鈴木教史監事

理事長・法人事務局長

2 行政機関による監査

・浜松市による指導監査

(監査対象)・浜松乳児院・和合こども園・若宮こども園

	浜松乳児院
浜松市 担当部課	健康福祉部 福祉総務課
監査 実施日時	令和7年11月13日(月) 9:30~15:50
監査会場	浜松乳児院

	和合こども園	若宮こども園
浜松市 担当部課	こども家庭部 こども若者政策課	こども家庭部 こども若者政策課
監査 実施日時	令和8年1月21日(水) 9:30~12:15	令和8年1月21日(水) 9:30~12:00
監査会場	若宮こども園	若宮こども園
現地調査	令和8年1月19日(月) 11:45~12:10	令和8年1月19日(月) 9:30~9:55

・浜松市による障害福祉サービス運営指導

(対象事業所)・和合こども園ふぁーろ

(対象サービス)・児童発達支援・保育所等訪問支援

	和合こども園ふぁーろ
浜松市 担当部課	健康福祉部 障害保健福祉課
監査 実施日時	令和7年9月8日(月) 13:30~15:45
監査会場	和合こども園ふぁーろ

【社会福祉法人監事監査研修会（WEB配信）への参加】

- 1 主催 (福) 静岡県社会福祉協議会
静岡県社会福祉施設経営者協議会
- 2 日時 令和7年4月30日(水)、5月6日(火)
- 3 研修内容 「社会福祉法人の指導監査等について」
(講師：静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課
「監事による会計監査等について」「監事監査チェックリストの解説」
(講師：公認会計士 杉山 明喜雄 氏)
- 4 受講者 監事 鈴木 教史 令和7年4月30日(水)
理事長 水谷 博 令和7年5月6日(火)

【法人登記】

「役員に関する事項」「代表権を有する理事（理事長）」の重任登記
理事長 水谷博：令和7年6月22日重任
重任登記年月日：令和7年6月26日
「資産の総額」変更登記（資産の総額 18億3064万7074円）
変更年月日：令和7年3月31日
変更登記年月日：令和7年6月26日

【法人現況報告】

社会福祉法第59条及び同法施行規則第9条の規定に基づき、社会福祉法人現況報告書を所轄官庁である浜松市に提出した。(令和7年6月26日)

【法人ホームページ及び法人広報誌による情報開示】

社会福祉法人遠淡海会定款、役員等名簿及び役員等報酬規程並びに法人現況報告書、法人貸借対照表、収支計算書、財産目録、予算書、監事監査報告書及び主な事業報告並びに苦情受付処理状況等について法人ホームページに掲載することにより、広く市民の皆さんに公開し情報の積極的な開示に努めた。

令和6年度にホームページをリニューアルした和合こども園及び若宮こども園を中心に、令和7年度においては、更により親しみやすく多くの人にアクセスしていただけるホームページとなるよう、レイアウトの工夫や内容の充実に努めた。

また、法人広報誌を年3回発行し、法人予算・決算の状況、苦情受付処理状況、各施設の主な話題等を掲載し、広く情報公開することにより、社会福祉法人の運営の透明性の確保に努めた。

<法人広報誌「遠淡海会だより」の発行状況>

令和7年6月号(第57号)

令和7年11月号(第58号)

令和8年3月号(第59号)

【苦情受付処理状況】

令和7年度社会福祉法人遠淡海会苦情受付処理状況（令和8年3月31日現在）

（単位：件）

	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
	苦情 受付件数	解決件数	苦情 受付件数	解決件数	苦情 受付件数	解決件数
神久呂の園	0	0	3	3	1	1
浜松乳児院	1	1	0	0	0	0
若宮こども園	0	0	1	1	2	2
和合こども園	3	3	1	1	2	2
ふぁーろ	0	0	0	0	0	0
法人計	4	4	5	5	5	5

事業報告の附属明細書

該当事項はありません。

令和8年3月31日

社会福祉法人 遠淡海会
理事長 水谷 博

※「事業報告の附属明細書」とは、事業報告の内容を補足する重要な事項

【社会福祉法】

第三款 計算書類等

(計算書類等の作成及び保存)

第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 社会福祉法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第四十五条の二十八 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人

二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事

3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

(計算書類等の評議員への提供)

第四十五条の二十九 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第二項の規定の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

(計算書類等の定時評議員会への提出等)

第四十五条の三十 理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。